

●香川県告示第386号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成25年8月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 起業者の名称

三豊市

2 事業の種類

三豊市新学校給食センター（北部地区）整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

香川県三豊市詫間町詫間字的場及び三野町下高瀬字下新田地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、三豊市詫間町詫間字的場及び三野町下高瀬字下新田地内において施行する「三豊市新学校給食センター（北部地区）整備事業」（以下「本事業」という。）である。

本事業は、三豊市が設置する学校給食センターを整備する事業であることから、法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本事業の起業者である三豊市は、要する経費の予算措置を既に講じており、本事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

三豊市の学校給食については、現在、市内6箇所の学校給食センターと7箇所の単独調理場で1日約7,050食を調理し、市内にある51の幼稚園、小学校及び中学校に提供している。ところが、三豊市の学校給食調理施設は総じて老朽化が進み、設備、機材等の能力が低下しているほか、学校給食衛生管理基準で求められているドライシステムの導入も遅れ、作業区域分けや空調設備が十分ではない状況にあり、学校給食調理施設の更新は喫緊の課題である。

また、平成18年の合併前の旧町方式のまま、センター方式と自校方式の2つの方式により運営されており、地域や実施方法によってコストに大きな差があり、行政運営の効率化を図るために、統一的な運営形態の構築が求められている。

このような状況に対応するため、市内を2区域（北部地区及び南部地区）に分け、それぞれの区域に1箇所の給食センターを新設することにより、現に有する13箇所の調理場を再編する

計画である「三豊市新学校給食センター基本構想」を策定したものである。

本事業は、上記2箇所の新学校給食センターのうち三豊市北部地区（21校・園）の学校給食事業を担うものであり、三豊市詫間町詫間字の場及び三野町下高瀬字下新田地内の県道詫間琴平線に接する民有地を新たに取得して、新学校給食センター（北部地区）を新設するものである。

本事業が完成すれば、学校給食衛生管理基準を満たした給食センターが整備され、衛生的で安全な学校給食（約3,000食）を提供することが可能になり、子どもの心身の健全な発達に資することができる。また、実施方法が異なる市内13箇所の学校給食調理場が2箇所の学校給食センターに集約され、学校給食の統一かつ効率的な運営が可能となる。あわせて、食物アレルギーに適切に対応できる特別調理室が整備されるほか、食育の拠点施設が整備され、食育の推進を図ることができる。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本事業の起業地内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のための特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

したがって、本事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本事業の起業地の選定に当たっては、三豊市北部地区の配送対象校への配送の効率性及び利便性等を考慮して選定した3つの候補地について、社会的、技術的、経済的観点から総合的に検討した結果、配送対象校への配送の効率性及び利便性等に優れており、経済的である本起業地が選定されており、その選定は適切であると認められる。

したがって、本事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたとおり、学校給食調理施設は、総じて老朽化が進み、設備、機材等の能力が低下しており、また、学校給食衛生管理基準を満たしていないことから、その更新は急務となっており、できるだけ早期に本事業の完成を図る必要があると認められる。

以上のことから、本事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

三豊市教育委員会事務局学校給食課